



新庄市 新庄まつり

宵まつり・本まつりに豪華絢爛を競う日本一の山車行列、侍や神官による古式ゆかしい神輿渡御行列、風雅な萩野・仁田山鹿子踊など、歴史絵巻が次々と繰り上げられます。新庄まつりの山車行事を含む日本の山・鉦・屋台行事(全国33件)が、ユネスコ無形文化遺産として承認されました。山形県内初、唯一のユネスコ無形文化遺産となります。(写真提供：新庄市商工観光課)

● 算定基礎届の提出はお済みですか

● 被扶養者資格の再確認はお済みですか

日本年金機構 2-3 ページ

- 「算定基礎届」の提出について
- 国民年金保険料の免除制度のご案内
- 「年金相談の予約」のご案内
- お役に立ちます!ワンポイント相談室⑨

協会けんぽ 4-5 ページ

- 健康保険 Q & A 保険証を提示できず受診したとき
- 被扶養者資格の再確認について
- おしえて!やまがたさん! ~傷病手当金[応用編]~

社会保険協会 6-7 ページ

- 契約保養施設利用のご案内
- 山形県社会保険協会決算状況
- 年金説明会の開催のお知らせ
- 社会保険協会費納入のお願い



年に一回の大事な届出です！ 「算定基礎届」の提出は、お済みですか？

○健康保険・厚生年金の被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、7月1日現在で使用している全ての被保険者に4～6月に支払った賃金を、事業主の方から「算定基礎届」によって届出いただき、厚生労働大臣は、この届出内容に基づき、毎年1回標準報酬月額を決定します。これを「**定時決定**」といいます。

「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月から翌年8月まで)の各月に適用され、納めていただく保険料の計算や将来受け取る年金額、健康保険の給付額等の計算の基礎となります。

●「**算定基礎届等の提出時の調査の実施について及び算定基礎届等の提出先の変更について(お知らせ)**」の通知があった事業所様には、算定基礎届等の調査を実施させていただきますので、**提出日は、調査日**となります。具体的な調査日時・調査会場については別途ご案内しております。お忙しいところ恐縮ですが、調査にご協力願います。

「算定基礎届」の提出の対象となるのは、7月1日現在の全ての被保険者です。
ただし、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する方は「算定基礎届」の提出は不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した方
- (2) 6月30日以前に退職した方
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する方



■資格取得・「月額変更届」(随時改定)の時点による「定時決定」との関係について

資格取得・随時改定の時点		標準報酬月額の「適用期間」	「算定基礎届」提出の要否
資格取得	1月1日～5月31日	当年8月31日まで適用	提出 要
	6月1日～7月1日	翌年8月31日まで適用	提出 不要
	7月2日～12月31日	翌年8月31日まで適用	提出 不要
随時改定	1月～6月	当年8月31日まで適用	提出 要
	7月～9月	翌年8月31日まで適用	提出 不要
	10月～12月	翌年8月31日まで適用	提出 要

■標準報酬月額の算出方法、「算定基礎届」に記入する「支払基礎日数」について

○「算定基礎届」で届出する報酬月額は、支払基礎日数(給料計算の対象となる日数)が17日以上あるものに限ります。17日未満の月は、報酬が通常の月とかけはなれる場合があるため、算定の対象外とされます。

日給制の場合は、出勤日数が、月給制や週給制の場合は、歴日数(給料計算のもとになった日数)によります。

○短時間就労者(パートタイマー等、1週の所定労働時間、1カ月の所定労働日数が常勤社員の4分の3以上の方)の場合
→「算定基礎届」の備考欄に「パート」などと記入。

(1) 4月、5月、6月の3カ月のうち支払基礎日数が17日以上の方が1カ月以上ある場合は、該当月の総報酬月額の平均を標準報酬月額として決定します。

(2) 4月、5月、6月の3カ月のうち支払基礎日数がいずれも17日未満の場合は、3カ月のうち支払基礎日数が15日以上17日未満の総報酬月額の平均を標準報酬月額として決定します。

(3) 4月、5月、6月の3カ月のうち支払基礎日数がいずれも15日未満の場合は、従前の標準報酬月額にて引き続き定時決定します。

○短時間労働者(特定適用事業所に勤務する方【平成28年10月1日から実施】)の場合
→「算定基礎届」の備考欄に「短時間」「短」と記入。

短時間労働者の定時決定は、4月、5月、6月のいずれも支払基礎日数が11日以上で算定することとなります。



国民年金保険料の免除制度をご存知ですか

～手続きは、市区町村役場または年金事務所へ～

納付が困難なときは 保険料免除制度

所得が少ない等の理由で保険料を納めることが困難な場合申請が承認されると、保険料納付の全額または一部(4分の3、半額、4分の1)が免除されます。

50歳未満の方は、 納付猶予制度

本人が50歳未満である場合に利用できる制度で、申請が承認されると保険料の納付が猶予されます。納付猶予は、本人と配偶者の前年所得が一定以下であれば、世帯主の前年所得にかかわらず承認されます。

学生の方は、 学生納付特例制度

本人が学生である場合に利用できる制度で、申請が承認されると保険料の全額について納付が猶予されます。学生納付特例は、本人の前年の所得が一定以下であれば、配偶者や世帯主の前年の所得にかかわらず承認されます。

【ご注意ください】4分の1納付、半額納付及び4分の3納付は、一部保険料を納めなかった場合、一部免除が無効となり未納と同じになるため将来の老齢基礎年金の計算に含まれないだけでなく、万が一の時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合がありますので、ご注意ください。

一般的な年金相談に関するお問い合わせ
来訪相談のご予約

「ねんきんダイヤル」

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間: 月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

「年金相談の予約」をぜひご活用ください!

★予約相談のメリット

- お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談できます!
- 相談内容にあったスタッフが事前に準備のうえ丁寧に対応します!

★予約相談の開始時間帯

8:30～16:00(月曜～金曜)

★受付時間帯

- 予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けしています。
- ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

●お近くの年金事務所でも受け付けています!



お役に立ちます! ワンポイント相談室⑨

厚生年金保険 70歳以上被用者
算定基礎・月額変更・賞与支払届

Q このたび、「算定基礎届」関係様式に、70歳の社員の氏名が記載された「厚生年金 被用者一覧表」と「厚生年金保険 70歳以上被用者算定基礎・月額変更・賞与支払届」の様式が同封されてきました。厚生年金保険は70歳で資格喪失し、現在健康保険のみの加入ですが、この届書を提出しなければならないのでしょうか。



A 平成19年4月1日以降、70歳以上の使用される者に、60歳代後半の在職老齢年金制度が適用されることとなったため、70歳以上被用者についても届出が必要となりました。70歳以上被用者に対して、①定時決定をおこなうとき、②随時改定に該当したとき、③賞与を支払ったときに事業主が届出します。なお、70歳以上被用者とは、70歳以上であって厚生年金保険の適用事業所に新たに使用される者、又は被保険者が70歳到達後も継続して使用される場合で、次の要件に該当する者を指します。70歳以上の者で、過去に厚生年金保険の被保険者期間を有する者で被保険者資格を有する者を指します。法人事業所の事業主を含みます。

お問い合わせ・お申込み

日本年金機構 山形県内各年金事務所

日本年金機構

検索

URL <http://www.nenkin.go.jp/>



健康保険Q&A 保険証を提示できず受診したとき

Q. 就職後、保険証の交付を受けるまでの間に医療機関を受診した場合、どのような対応をすればよいですか？

A. 医療機関に保険証が手元に届いていない旨を伝えて受診してください。基本的には、いったん医療費を全額(10割)負担していただき、後日、払い戻しの申請(療養費支給申請)を行うことで、一部負担金相当額を差し引いた額が払い戻されます。



～療養費(立替払)の流れ～



申請書

療養費支給申請書(立替払等) ※ケガによる申請の場合、「負傷原因届」も必要です。

添付書類

- (1) 領収書(領収明細書)の原本
- (2) 診療内容を記載した証明書(傷病名の記載のあるもの)

申請書記入のポイント

- ① 被保険者情報欄に「被保険者」の氏名を記入していますか？
※家族(被扶養者)分の申請であっても、「被保険者(お勤めのご本人)」の氏名をご記入ください。
- ② 給付金の受領を委任する場合、被保険者及び受取代理人欄を記入・押印していますか？
- ③ 受診者が家族(被扶養者)の場合、家族の名前を記入していますか？

被扶養者資格の再確認はお済みですか？

保険給付の適正化及び高齢者医療制度における支援金の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在も被扶養者としての資格があるのか確認するため「被扶養者資格の再確認業務」を行っております。

「健康保険被扶養者状況リスト」を提出されていない事業所様は、**至急ご提出をお願いいたします。**



おしえて！やまがたさん！



～傷病手当金～
【応用編】



【やまがたさん】

総務課に所属する
健康保険に詳しいベテラン OL



【たなかくん】

傷病手当金支給申請書を
記入中だが…？

1

傷病手当金の制度については
理解したけど…
申請書の書き方がいまいち
わからないな～

たなかくん、
苦戦してるわね～
総務担当者として、記入方法
は熟知しておかないと！

2

申請書の「事業主記入用」ページは
どのように書けばいいですか？

さとうさんから、5月6日～
6月15日までの申請依頼がありました
けど、協会けんぽへの申請のタイミ
ングはいつにすれば良いのでしょうか？

3

ポイントは給料の締日よ！
給料がないことが確定した日（＝給
料の締日）以降に申請できるから、
当社の場合、締日の 20 日以降に
申請できることになるわね！

【例】 申請期間：5月6日～6月15日まで
給与締日：20日

↓

4月21日～6月20日までの勤務状況、
給与支払内訳の証明が必要です。

4

よし！
これで申請書の記入は
バッチリです！

これで、たなかくんも
立派な総務担当者ね！

傷病手当金よくある質問

Q . 退職後の期間も継続して受け取ることはできますか？

A . 次の条件1～4を全て満たせば、退職後も継続し
て傷病手当金のお手続きをすることができます。

- 条件1 退職日まで被保険者期間が継続して1年以上ある
- 条件2 退職日の前日までに連続して3日以上休業し、退職日も休業している
- 条件3 退職後も在職中と同じ病気・ケガのために働くことができない
- 条件4 労務不能期間が継続している（退職後に一旦仕事に就くことができる状態になった場合、その後、再度労務不能となっても支給されません。）

書類返戻の多い事例TOP3

1. 申請期間、日数の記入もれ、誤り
 - ▶ 申請期間や日数が未記入ではありませんか？
 - ▶ 日数はお間違えないですか？
2. 事業主証明日の記入、押印もれ
 - ▶ 証明年月日の未記入、事業主印もれはありませんか？
3. 傷病名の記入もれ
 - ▶ 傷病名は記入してありますか？



提出前に記入もれなどないか、今一度ご確認ください。

お問い合わせ・お申込み

全国健康保険協会（協会けんぽ）山形支部
〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 5 階 TEL.023-629-7225（代）

協会けんぽ

検索

URL <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

契約保養施設を利用してリフレッシュしませんか!!

当協会会員事業所の被保険者とその被扶養者の皆さまに対し、7月1日（土）から以下の契約施設をご利用される場合に、利用補助券を発行いたします。ご家族の保養にぜひご利用ください。



契約施設のご案内

【宿泊保養】

お一人さま一泊につき、被保険者2,000円、被扶養者1,000円（小学生以上）の補助券を発行いたします。

契約施設

利用期間／平成29年7月1日(土)～平成30年2月28日(水)まで

山形県内施設	ロッジZAOドック沼（山形市）
	蔵王温泉みはらしの宿 故郷（山形市）
	大平ホテル（山形市）
	材木栄屋旅館（上山市）
	展望露天の湯 有馬館（上山市）
	月岡ホテル（上山市）
	※たちばなや（鶴岡市）
	鳥海温泉 遊楽里（遊佐町）
	国民宿舎 大平山荘（遊佐町）
	四季の森 しらい自然館（遊佐町）
	いきかえりの宿 瀧波（南陽市）
	上杉の御湯 御殿守（南陽市）
	くつろぎの宿 花笠高原荘（尾花沢市）
	まむろ川温泉 梅里苑（真室川町）
	保養センターもがみ（最上町）
	シェーネスハイム金山（金山町）
	虹の館（大石田町）
	ホテルシンフォニー（寒河江市）
	※ホテルシンフォニーアネックス（寒河江市）
	のゝか本郷館（東根市）
	Asahi 自然観（朝日町）

白布温泉	西屋旅館
	東屋旅館
	季味の宿 山の季
	中屋別館 不動閣

小野川温泉	鈴の宿 登府屋旅館
	うめや旅館
	名湯の宿 吾妻荘

天童温泉	松柏亭 あづま荘
	桜桃の花 湯坊いちらく
	ホテル王将
	雅びの宿 花月楼
	栄屋ホテル
	ほほえみの宿 滝の湯
	天童ホテル

山形県外施設	瀬波保養所 松風荘（新潟県）
	鳴子やすらぎ荘（宮城県）
	秋保の郷 ばんじ家（宮城県）

※は平成29年度新規契約施設です。

湯野浜温泉	亀や
	愉海亭みやじま
	ホテル都屋
	遊水亭いさごや
	福住
	竹屋ホテル
	一久旅館
	海麓園
	華夕美日本海
	はまあかり潮音閣
	ホテル満光園
	龍の湯

湯田温泉	隼人旅館
	九兵衛旅館
	珠玉や
	湯どの庵

申込み方法【宿泊保養】

- 予約** ◎ご利用される方が契約施設へ直接予約をとってください。
- 申請** ◎申込書に、**保険証のコピーを添付**して郵送で提出してください。（返信用封筒を同封してください。）
- 審査** ◎申込書の内容と添付書類を確認いたします。
- 交付** ◎指定された住所に補助券を郵送します。（宿泊施設へ提出してください。）
※郵送まで約1週間かかります。

利用資格：

山形県社会保険協会年会費を納めている事業所に勤務する被保険者とその被扶養者（小学生以上）で、**家族の保養に限り**ます。
（団体および職場の懇親会などには利用できません。）

【日帰り保養】

山形県社会保険協会年会費を納めている事業所に勤務する被保険者の方に500円の補助券を発行します。



契約施設

蔵王ライザレストラン（上山市）	ルシオーレ小野川（米沢市）
※ひまわり温泉ゆ・ら・ら（中山町）	はぎ苑（長井市）
鳥海高原家族旅行村（酒田市）	川西町浴浴センターまどか（川西町）
眺海の森さんさん（酒田市）	パレス松風（白鷹町）
月山レストハウス（鶴岡市）	くつろぎの宿 花笠高原荘（尾花沢市）
湯殿山レストハウス（鶴岡市）	徳良湖温泉 花笠の湯（尾花沢市）
羽黒山レストハウス（鶴岡市）	まむろ川温泉 梅里苑（真室川町）
月山高原牧場ふれあいハウス（鶴岡市）	わくわくファーム 前森高原（最上町）
出羽三山神社湯殿山参籠所（鶴岡市）	あったまりランド深堀（大石田町）
出羽三山神社羽黒山斎館（鶴岡市）	※ゆ〜チェリー（寒河江市）
天元台高原（米沢市）	Asahi 自然観（朝日町）

※平成29年度新規契約の「ひまわり温泉ゆ・ら・ら」と「ゆ〜チェリー」では、補助券で入浴料＋タオルのセットとしてご利用になれます。

発行上限枚数（被保険者数を越えた申込みはできません）

事業所規模(被保険者数)	発行上限枚数	事業所規模(被保険者数)	発行上限枚数
1～30人	5枚まで	301～500人	30枚まで
31～50人	7枚まで	501～800人	40枚まで
51～100人	10枚まで	801～1,000人	50枚まで
101～300人	20枚まで	1,001人以上	60枚まで

発行予定枚数に達した時点で受付を締め切らせていただきます。

ご利用方法や申込書は、6月中に送付しました社会保険協会費納入のお願い文書と一緒に送付しております。また、当協会のホームページからもご確認いただけます。

一般財団法人 山形県社会保険協会決算状況

平成29年6月7日（水）に山形市で開催された評議員会及び理事会において、平成28年度の事業結果と決算について審議いただき承認されました。決算状況は以下のとおりです。



平成28年度正味財産増減計算書 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

(単位：円)

科 目	本年度決算	前年度決算	比較増減
一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益	47,851,987	48,292,256	△ 440,269
(2) 経常費用	45,423,536	45,683,071	△ 259,535
当期経常増減額	2,428,451	2,609,185	△ 180,734
2 当期一般正味財産増減額	2,428,451	2,609,185	△ 180,734
3 一般正味財産期首残高	99,750,101	97,140,916	2,609,185
4 一般正味財産期末残高	102,178,552	99,750,101	2,428,451

なお、詳細につきましては当協会ホームページに掲載しております。

年金説明会の開催のお知らせ

年金制度について、年金事務所の職員がわかりやすく説明します。これから年金を受給される方はぜひ説明会にご参加ください。参加申込書は当協会ホームページからダウンロードできます。

地 区	開 催 日	時 間	場 所
置 賜	平成29年9月2日(土)	13:30 ~ 15:30	米沢市すこやかセンター
新 庄	9月2日(土)	9:30 ~ 11:30	最上広域交流センター(ゆめりあ)
山 形	9月9日(土)	9:30 ~ 11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)
寒 河 江	9月16日(土)	9:30 ~ 11:30	寒河江市技術交流プラザ
寒 河 江	10月7日(土)	9:30 ~ 11:30	東根市職業訓練センター
置 賜	10月29日(日)	13:30 ~ 15:30	長井市置賜生涯学習プラザ
庄 内	11月12日(日)	10:00 ~ 12:00	酒田市公益研修センター
庄 内	11月18日(土)	10:00 ~ 12:00	東京第一ホテル鶴岡
山 形	平成30年2月17日(土)	9:30 ~ 11:30	山形国際交流プラザ(山形ビッグウイング)



社会保険協会費納入のお願い

山形県社会保険協会では、会員である事業主様のご協力のもと、社会保険制度の普及発展や、会員の皆さまやご家族の健康と福利増進のため各種事業を行っています。これらの事業は皆さま方の会費で運営しております。各事業所様に会費の払込取扱票と事業の案内を送付しておりますが、一層円滑に運営していくためにも7月末まで納入していただきますようお願いいたします。



事業所の住所・名称等を変更される場合は、年金事務所に手続きをいただくとともに、当協会にもご連絡くださいますようお願いいたします。

お問い合わせ・お申込み

一般財団法人 山形県社会保険協会 〒990-0043 山形市本町 2-3-38 岩城ビル 4F

TEL. 023-642-6261 FAX. 023-633-4114

山形県社会保険協会

検索

URL <http://www.shahokyo-yamagata.jp/>



アジの黒酢あんかけ

青魚にはコレステロールを減らす、DHA・EPAが含まれています。血行を良くして、動脈硬化や生活習慣病の予防にオススメです。低カロリーなアジと、さっぱりとした酸味の黒酢は相性も良く、食欲増進にぴったりなメニューです。



材 料 [4人分]

◎1人当りおよそ235kcal

アジ(3枚おろし)・・・4尾分	サラダ油 ……………適量
にんじん……………1/2本	
ピーマン……………1個	A
玉ねぎ……………1/2個	水…………… 400ml
しいたけ…………… 2枚	鶏がらスープの素
塩、こしょう…… 各少々	…………… 小さじ1
小麦粉……………適量	砂糖…………… 大さじ3
黒酢…………… 大さじ5	しょうゆ …… 大さじ1
水溶き片栗粉…………適量	

作り方

- ① アジに、塩、こしょうをふる。水気を拭き、小麦粉をまぶす。
- ② 玉ねぎはくし形切り、ピーマン、にんじん、しいたけは細切りにする。
- ③ フライパンにサラダ油を熱し、①を皮目から入れて両面を中火で焼き、器に盛る。
- ④ フライパンにAを煮立て、②の野菜と酢を加えて火が通ったら、水溶き片栗粉を加えてとろみを付け、③にかける。

社会保険協会 支部からのお知らせ

各支部において、健康づくり事業を以下のとおり開催しますので、ぜひご参加ください。

庄内支部健康づくりゴルフ大会

日 時 平成29年9月9日(土)
8時20分まで集合
場 所 湯の浜カントリークラブ
参加費 2,000円
競技方法 ダブルペリア方式



置賜支部健康づくりゴルフ大会

(置賜地区社会保険委員会共催)

日 時 平成29年9月5日(火)
8時30分まで集合
場 所 山形南カントリークラブ
参加費 3,000円
競技方法 ダブルペリア方式



申込方法/各支部事業とも下記にFAX等にて連絡(事業所名・参加者名・年齢)願います。

山形県社会保険協会

TEL. 023-642-6261
FAX. 023-633-4114

●「わたしと年金」エッセイ募集中 日本年金機構

世代を**超える**。
今だからこそ、伝えたい。

「わたしと年金」
エッセイ
募集中

賞
・厚生労働大臣賞
・日本年金機構理事長賞
・優秀賞
・入選

応募締切
平成29年9月4日(月)

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。
www.nippon-kinou.go.jp

平成29年度 わたしと年金 検索

主催 日本年金機構 協賛 山形県教育委員会 全国高等学校長協会 全国都道府県教育委員会連合会 文部科学省